



山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年8月3日

山形県後期高齢者医療広域連合長

市川昭男

山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年形広連条例第21号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第4章 行政指導（第30条―第34条） を 第4章 行政指導（第30条
第4章の2 処分等の求め（
―第34条の2）
第34条の3） に改める。
」

第2条第2号中「(告示を含む。以下「法律等」という。)」を「(告示を含む。)(以下「法律等」という。)」に改め、同条第3号中「条例等」の次に「(第7号、第32条及び第33条第2項においては法律等を含む。)」を加え、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第5条第3項中「機関」を「広域連合の機関」に改める。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「場合には」を「場合は」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「二週間」を「2週間」に改める。

第17条第3項中「前項代理人」を「前項の代理人」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「二週間」を「2週間」に、「二回目」を「2回目」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第30条第1項中「任意協力」を「任意の協力」に改める。

第31条中「意志」を「意思」に改める。

第33条の見出し中「方法」を「方式」に改め、同条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。